

第11回個人情報保護制度の見直しに関する検討会 議事録

日時：令和2年12月17日（木） 14:58～16:35

会議形式：オンライン開催

出席者：高橋座長、生貝委員、石井委員、大谷委員、佐藤委員、宍戸委員、長田委員、根本委員、増田委員、森委員
内閣官房 副長官補付 木村参事官
情報通信技術（IT）総合戦略室 時澤審議官、富安審議官、中田企画官、生末企画官
個人情報保護委員会事務局 佐脇審議官、山澄参事官、赤阪参事官、池田室長
総務省 行政管理局 横田局長、阪本大臣官房政策立案総括審議官、水野管理官、田上情報公開・個人情報保護推進室長
自治行政局 高原局長、阿部官房審議官、小川行政課長

1. 開 会
2. 個人情報保護制度の見直しに関する最終報告案について
3. 意見交換
4. 閉 会

[資料]

【資料1】 個人情報保護制度の見直しに関する最終報告案（素案）

【資料2】 個人情報保護制度の見直しに関する最終報告案（素案）（概要）

○高橋座長 それでは、御予定の皆様方、おそろいになっておりますので「個人情報保護制度の見直しに関する検討会」の第11回を開催いたします。

本日も委員の皆様には御多用中にもかかわらずお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、宍戸委員及び森委員が御所用により16時頃から御出席、長田委員は所用により16時頃に御退席され、石井委員は所用により17時少し前に御退席されます。また、前回御発表をお願いした地方三団体の事務局の皆様にもオブザーバーとして傍聴していただいております。

本日も前回同様、オンラインでの開催となりますので、議事に入ります前に注意事項などにつきまして事務局から御案内を頂戴したいと思います。よろしく申し上げます。

○内閣官房IT総合戦略室 事務局でございます。

本日も高橋座長には事務局と同じ会議室にお越しいただきまして御出席をいただいております。委員の皆様におかれましては、いつもと同様ですがイヤホンの着用、御発言時以外はマイクとカメラはオフ、御発言時はマイクとカメラをオンにさせていただいて、最初に

御所属とお名前をおっしゃっていただき、御発言はごゆっくりと、という点に御協力をお願い申し上げます。

また、質疑応答、意見交換におきまして御発言を希望される場合には、画面右側チャット欄に御発言希望の旨をお名前とともにお知らせください。

会議中、もしお困りの点などございましたら、事務局担当の携帯電話まで御連絡をお願いします。

事務局からは以上でございます。

○高橋座長 ありがとうございます。

なお、今回も現下の状況を踏まえまして一般傍聴を受け付けずに開催をしております。今回の配付資料は一旦非公表とさせていただきますが、議事録につきましては会議終了後、できるだけ速やかに公開することといたしたいと思っております。

本日の議事でございますが、個人情報保護制度の見直しに向けた最終報告案の素案につきまして、事務局より御説明をいただき、その後、意見交換とさせていただく予定でございます。

それでは、早速ですが、個人情報保護制度の見直しに向けた最終報告案の素案について、事務局から御説明を頂戴したいと思います。よろしくをお願いします。

○中田IT総合戦略室企画官 事務局、IT室でございます。

事前に最終報告案素案の本文と概要のポンチ絵をお配りしているかと思います。概要、ポンチ絵のほうは本文を圧縮したものですので、本文のほうに沿って中間整理からの変更点を中心に御説明をさせていただければと思います。

めくっていただきまして2ページ目、目次がございますが、基本的には一旦取りまとめました中間整理を踏襲しているところでございます。大きく中間整理からの変更という意味で言いますと、後半、第7回から議論していただいた地方の扱いが第4章として加わっているというのが最も大きな変更点でございます。

加えまして、第5章といたしまして令和2年改正の公的部門への反映の在り方が加わっているというのも中間整理からの変更点でございます。

ほかには基本的には中間整理の記述をベースとしまして同様の変更を加えたというものでございます。主要な変更と申しますのは、具体的には地方の話が第4章に加わったことに伴う変更、それから、その後、法制化の作業を進めてまいりましたので、それを受けての変更。あと昨今のデジタル庁の動き等の情勢変化を踏まえた変更、そういった主に3つの観点からの変更を加えているところでございます。

中身でございますが、「はじめに」の次、4ページから「法の形式及び法の所管」でございます。こちらにつきましては、中間整理の記述に地方の動きが第4章に加わったことを受けまして地方の話をここにも反映しているということでございます。

それが主な変更でございますが、5ページの真ん中の少し上、3ポツのところにデジタル庁に関連した記述を追加してございます。今般、社会全体のデジタル化を推進するため

の司令塔として新たに「デジタル庁」を創設するというところでございますけれども、そういたしますと、官民データ連携等の各種施策をこれまで以上に強力に実施していくことが予定されるということでございます。

そうした改革の方向性について、国民の理解を得るためには、増大が予想される官民のデータ流通を個人情報保護の観点から適正に規律し、個人の権利利益を引き続き十全に保護することが不可欠である。そういった観点から公的部門・民間部門の別を問わない新たな監視監督体制の確立が必要とされていることを今回の改正の背景として記述させていただいたところでございます。

これに関連しまして、下に注の7といたしまして、これは中間整理でもあった記述ではございますが、個人情報保護制度に関する制度の企画・立案というのは、その他のIT施策についての企画・立案とも関連しているというものでございますので、そういったものも含む総合調整、企画・立案というものをデジタル庁が行っていくことが期待されるということも記述しているところでございます。

それから、なお以下は当然のことではございますが、個人情報保護法制の執行という意味では個人情報保護委員会が官民の各主体を一元的に監視監督するものですので、デジタル庁も個人情報を取り扱う場合には当然に個人情報保護委員会の監視監督に服することを記述してございます。

続きまして、7ページからの「医療分野・学術分野における規制の統一」でございしますが、ここも赤字が変更点でございしますが、基本的には地方の話が加わったということを受けまして、それに平仄を合わせるといった観点から修正を加えているところでございます。

12ページを御覧いただければと思いますが、幾つかその後の検討の進捗を踏まえまして変更している箇所がございます。

12ページの真ん中、5ポツでございしますが、中間整理の段階では今回、原則として民間と同等の規律を適用すること、これを規律移行法人と呼んでいますけれども、その範囲については関係省庁等と調整していくということになっていたかと思えます。その調整の結果を踏まえまして変更点といたしましては、独立行政法人労働者健康安全機構が加わったということでございます。労働者健康安全機構、合併法人でございまして、病院を運営する部門とその他の部門と大きく2つあるわけですが、その病院を運営する部門については規律を移行していくということで関係省庁とも整理がついたということでございます。

同じく12ページの一番下でございしますが、これも中間整理の段階ではペンディングとなっておりました個人情報ファイル簿の扱いでございします。これにつきましては、その後の法制化の中での検討といたしまして、やはり個人情報ファイル簿の作成・公表については引き続き全ての独立行政法人等に課すことが適当であるというような検討がございましたので、その旨を記述しているところでございます。

続きまして、13ページでございしますが、13ページの注の一番下に国直属の医療分野・学

術分野の機関の扱いについての記述を追記しているところがございます。ここも中間整理段階では引き続き検討ということになっていたわけですが、その後の法制化の中での検討といたしましては、国に直属する医療機関のほうにつきましては、いずれも一般の医療機関とは機関の目的・性格が異なるということがございます。それから、国直属の研究機関につきましては、政策の立案・実施の一環として行われるものであるといった性格ということがございますので、今回の改正においては国の直属の機関については規律移行を行わないといった整理とさせていただきたいと考えているところがございます。

続きまして、14ページから学術研究に関する適用除外規定の見直しについてでございますが、ここも基本的に中間整理から大きな変更はないわけでございますけれども、1点、15ページから16ページに関しまして若干の変更がございます。

具体的に申し上げますと、個人データの第三者提供の制限、現行個人情報法23条において、学術研究に関連して幾つか例外を設けるということで考えているところがございますが、このうちのア、具体的には研究成果の発表または教授の際に個人データの提供という場合の例外につきまして法制化の作業の中で若干の議論があったところがございますので、その結果を追記しているところがございます。

具体的に申し上げますと、このアの適用範囲について議論があったところございまして、もともとの私どもといたしましては、論文の発表とか教授というのはアによって例外扱いされたものであるというように考えていたところですが、法制化の作業の中ではアの規定の範囲について若干議論がございまして、それが16ページのなお書きで①、②と書いているところがございます。

まず①のほうはそもそも論文の公表等あるいは大学での講義の場合の個人情報の提供というものは、個人データの提供に当たらない場合が多いのではないかと議論がまずございました。

2点目といたしまして、今回、学術に関する適用除外を削除としたとしても論文の公表のようなものが引き続き著述に関する適用除外で適用が除外されるのではないかと議論がございました。そういった議論の結果といたしまして、このアの例外規定が適用される事案は、そういった①や②に該当しない場合にある種のセービングクローズとして機能するということになるのではないかと、そういった議論があったところでして、そういった一種のセービングクローズであるということ、それから、アの場合には結果として情報が学術研究機関の外に広く流通していくということを踏まえまして、要件により絞りをかけるのが適切ではないかという部分がございます。「必要」というように中間整理でなっていたものを「必要不可欠」というように変更しているところがございます。

それから、18ページでございます。18ページに個人情報法43条1項の趣旨を踏まえという文言を赤色で追記しているところがございます。この趣旨については若干御説明が必要のところがございますが、中間整理の段階ですと学術研究機関が自主規範をつくっていただいで、それにのっとっていく場合には個人情報保護委員会は原則としてその監督権限を行使

しない、そういった整理を考えていたところをごさいます、中間整理の段階ではそういった考え方を法律に規定として書くということを含めて検討していたところをごさいます。

しかし、その後の法制化の過程におきまして、そういった権限を持つ、持たないということではなくて、その持っている権限を行使する、行使しないということは必ずしも法律事項としてなじまないのではないかというような議論がございまして、その結果といたしまして、ここでの整理といたしましては、現行の個人情報法43条1項、学問の自由の尊重というものを踏まえまして、権限を持っている個人情報保護委員会の一種の自己抑制といたしまして、原則としてそういった権限を行使しないといったことを宣言するということが対応することは考えられないかということとして、そういったことを踏まえた記述にするということをごさいます。

ただ、このところはまだ法制化の作業をしているところをごさいますので、さらに検討会での御議論を踏まえたような形での整理が可能かどうかということを引き続き検討してまいりたいというように考えているところをごさいます。現行の記述といたしましては、一旦、このような形で整理させていただいております。

それから、20ページから「個人情報の定義等の統一等」に関してでございますが、これも法制化の作業を考慮して、記述、説明の仕方が変更しているというところをごさいます。結論が大きく変わっているところはなく、民間の容易照合可能性の定義にそろえていくということ自体は変わらないわけですが、その説明の仕方としまして変更が若干ございまして、それが具体的には21ページの3ポツのところをごさいます。

中間整理の段階ですと、おおむねどのような説明であったかと申しますと、定義は、現在、公的部門で照合可能性であるものが容易照合可能性に変わる。変わるのだけれども、意味は変わらない。一言で言えば、そういった説明をしていたわけですが、法制化の過程で、その文言が変わる以上は意味も当然変わるのだから、意味は変わらないという説明はなかなか難しいのではないかと。意味は変わるということを前提にした上で、しかしながら、実質的な支障は生じないといった整理であればよいといったような議論がございまして、そういった議論を踏まえた整理というところをごさいます。

具体的には3ポツでございますが、定義上はやはり公的部門における個人情報の範囲は現行法より縮小する。具体的に申し上げますと、照合可能性はあるが、容易照合可能性のない情報が個人情報から外れるということになるわけですが、しかしながら、①といたしまして、今回、匿名加工情報・仮名加工情報の識別行為禁止義務等を公的部門にも導入するというごさいます、そういった義務を踏まえまして、まず、その差分というものは基本的には埋まるであろうというのが①をごさいます。

それから、②といたしましては、そういった照合可能性はあるが容易照合可能性がない情報というのがある。確かに概念としてはあり得るのかもしれないけれども、具体的にそういったものは想定されないといったことを書いているところをごさいます。

これに関連いたしまして、注の42として追記しているところをごさいますけれども、こ

れも中間整理の段階からの若干の修正点でございまして、中間整理の段階ですと本人開示に関連する部分については引き続き照合可能性の概念を文言上採用していくという整理だったわけですが、ここにつきましてもやはり法制化の過程で議論がございまして、そういった容易照合可能性がない情報については、そもそも開示等請求の前提である本人性の確認が基本的に行えないのではないかという議論がありまして、そこは結果として差分としては空振りなので、そこは容易照合可能性にそろえても問題ないのではないかという議論がございまして、そこまでは容易照合可能性にそろえる整理にしているところでございます。

他方で、なお書きで書いてございますが、不開示事由につきましても、現行でも個人情報ではなくて個人に関する情報という表現が使われておりまして、区別されているわけですが、こちらにつきましても確かに開示先における照合可能性も考慮する必要がありますので、引き続き照合可能性という言葉を使っていく、そのような整理にしているところでございます。いずれにいたしましても、結果として実質的な影響は生じない、そのように考えているところでございます。

22ページから行政機関における匿名加工情報の取扱いでございまして、ここも中間整理から大きな変更はないわけですが、注の49番、それから、注の50番といたしまして法制化の作業中でまだ結論が出ていない点を書いているところでございます。

注の49番でございまして、これは公的部門における匿名加工情報の安全管理措置を民間部門と同様の努力義務とするか、それとも正式の義務とするかという問題でございまして、これは2つの考え方がございまして、民間部門と並びにしていくことであれば努力義務でありますし、現行規定との連続性というものを重視すれば正式な義務ということでございまして、両方の考え方があるところですが、ここもまだ法制化の作業中でございますので、そのような記述をしております。

注の50でございまして、これは匿名加工情報を行政機関等が外部に出せる条件として、中間整理の段階ですと上のア、イ、ウのような場合に外に出せる、そのような整理で考えていたわけですが、これに加えて、より広く法令の定める所掌事務というところで必要な場合にも出していったらどうかということについてもまだ法制化の作業中で、そこは議論があり得るというような表現にしているところでございます。

26ページからの「監視監督・事務処理体制」は大きな変更はございません。

3-2の不服申立ての扱いについても同じでございまして、最後の31ページの7ポツのところ、中間整理の段階ですと情報公開・個人情報保護審査会と個人情報保護委員会で何らかの情報を共有するような記述になっていたところですが、その後、より具体的に検討いたしまして、共有する内容といたしましては審査会への諮問の内容とそれに対する答申の内容、これを共有するというところで、そのような記述になっております。

それから、第4章、32ページからの地方のところですが、これは中間整理にはなかったところですが、中身といたしましては、基本的に前回、自治行政

局さんのほうから御説明いただいた内容をそのまま入れているところがございます。若干修正点がございまして、それは赤字にしているということでございます。

具体的には35ページでございまして、4-2の真ん中、2ポツのところでございますが、医療分野・学術分野の扱いにつきましては、このため、地方独立行政法人が設置・運営する、及び地方公共団体に直属する病院、診療所及び大学についても、基本的に規律移行を行うことが適当であるという形で記述しております。

それから、下の注でございまして、2点追記しているところがございまして、1点目は議会の扱いでございます。議会につきましては、国の側の整理といたしまして、引き続き国会や裁判所は規律の対象としないというようになっておりますので、これとも整合性を図るという意味で新制度の適用の対象とはしないという形で整理してございます。ですが、引き続き条例等によって共通ルールに沿った自律的な措置を講じることは望まれるものであるというように書かせていただいているところでございます。

一番下、注の67でございましてけれども、これは規律移行を行う病院、診療所及び大学における公権力の行使に類する形で個人情報保有する業務の扱いとして、これは国側の整理と同様でございまして、そういったものについては例外的に公的部門と同様の規律を適用するといったことで考えてございます。

36ページでございまして、ここは1点変更がございまして、これは注の68として一番下に書いているところでございます。これは地方公共団体の条例にはあるけれども、国側の規律には直接対応した規定がない規定の扱いでございまして、具体的には不要な情報の消去に関する規定、それから、本人からの直接取得に関する規定、この2つについてでございます。

これらのうち、不要な情報の消去に関する規定につきましては、現行の行個法第3条第2項の中に趣旨として含まれるというように考えております。それから、本人からの直接取得に関しましては、確かにそれと同じ規定は現在の条項にはないわけでございますけれども、条例におきましてそういったものを全面的に禁止するわけではなく、法令・条例で定める所掌事務の遂行に必要な場合などには例外的に本人以外からの取得も可能であるというように規律されているところでございますので、そういった点を踏まえまして、その趣旨は現行の行個法3条、それから、今回新設いたします個人情報の不適正取得といったものに含まれるのではないかと書いております。

続きまして、37ページでございまして、真ん中より少し下、オンライン結合制限規定についての記述を若干明確化しているところでございます。行個法においてはオンライン結合制限規定がなくとも、行個法第6条、第8条等によって、個人情報の安全性の確保が図られる。このため、オンライン結合制限規定を置くことは不要になると考えられ、共通ルールには当該規定を設けないこととすることが適当であるということを明記させていただいております。

それから、38ページでございまして、3ポツのところでは地方公共団体等の情報公開制度

の関係で若干記述を明確化させていただいているところがございます。自己情報の開示請求等の請求権、要件、手続、主要な部分は法律によって定める。他方で、地方公共団体等の情報公開制度における開示における規定との整合を図る。手数料、処理期間等については、法律で一定の枠づけをした上で条例により規定することを可能とするといった記述にしているところがございます。

同じ38ページでございますが、下のほうで勧告についてでございます。審査会についての記述を追記しておりますが、これは国の整理と同じ整理を地方でもするという趣旨でございます。個人情報保護委員会の勧告は、地方公共団体等の審査会における審議結果を踏まえながら行われる必要があることから、国の行政機関と同様に審査会への諮問内容とそれに対する答申の内容を委員会に対して共有することが適当であるということを重ねて書いているということでございます。

続きまして、41ページでございますが、なお書きが真ん中の辺りに追記しております。これは地方自治法における一般原則を書いているところでございます。地方公共団体の条例に基づく事務処理が違法または著しく適正を欠く場合には、地方自治法に基づいて国は助言、勧告、是正、さらには是正の要求までを行うことを書いているものでございます。

その下の6ポツ、これは死者に関する情報の扱いでございますが、ここの記述を若干明確化させていただいております。個人情報とは別のものとして必要な保護を図ることが考えられるとしております。

以上が地方の部分でございます。

最後、令和2年改正の公的部門への反映の在り方は、これまで議論してきたものと基本的に変更はないわけでございますけれども、1点、③の個人関連情報の創設につきまして、その後の検討を踏まえまして記述の内容を変更させていただいているところがございます。それが赤字になっているところでございます。これまでの議論ですと個人関連情報の創設については、基本的には公的部門にも反映するのだといったトーンで議論してきたと思うのですが、その後の法制化作業の中でこの点については議論がございまして、具体的には、そもそもどこまで強い立法事実があるのかということが議論としてありました。

この個人関連情報の第三者提供に関する制度が民間側で導入された背景といたしましては、御案内のようにクッキーの扱いが問題になりまして、それを契機としてこういった規定が民間側に入ったわけでございますけれども、公的部門におきましては、そういったクッキーの不適正な扱いというようなものが現に問題になっているというわけではございません。それから、また近い将来に問題になるということは何か蓋然性の高い形で見込まれるというわけでもないといった議論がございまして、単に理論上あり得るというだけで公的部門にも規制を導入するという理由があるのかというのが一点ございました。

それから、もう一点といたしまして、赤字で書いているとおりでございますが、公的部門の個人情報の外部提供については目的内提供という民間部門にはない制度がございまして、現実にはこれによって公的部門における個人情報の外部提供が多くの場合、行われて

いるわけですが、目的内提供と個人関連情報の制度をどのように結合するかということについてはいろいろと検討が必要でございまして、具体的には個人関連情報については利用目的というものがそもそも規定されておられませんので、目的内提供というのにはあり得ない。そういたしますと、一体どういった規律を課するのが適当であるかというなかなか難しい議論がありまして、ここは一旦、そもそも個人関連情報の制度を公的部門に入れるかどうかということも含めてさらに精査することが必要である、そういった記述に変更しております。

一番最後の44ページでございます。注の74といたしまして、開示実施のデジタル化対応につきましましては、デジタル庁が主導的役割を果たすことが期待されるという記述を加えてございます。

御説明については以上でございます。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、委員の皆様からの御質問、御意見を頂戴したいと思います。恐れ入りますが、御質問、御意見のある委員の方はチャットでお名前とともにお知らせしていただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

長田委員ですか。では、まず長田委員、お願いいたします。

○長田委員 ありがとうございます。長田でございます。

今、御説明いただいた最後の43ページの表の個人関連情報のところなのですが、この条項が個人情報保護法に入ったのはリクナビが契機だったというように思っているのですが、もしその対応だということであれば、今、行政機関、自治体での職員採用でもそういうような事業者を利用することも実際あるのではないかというように思っておりまして、そうすると、顕在化していないというが、もしかしたら顕在化する可能性もあったというようにも考えられるので、そこはぜひ入れていただきたいなというように思っています。

以上です。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

次に、佐藤委員でしょうか。お願いいたします。

○佐藤委員 佐藤でございます。

取りまとめ、どうもありがとうございます。検討会の意見を細かく拾っていただきましてのをご大変感謝をしているところでございます。コメントが幾つかありまして順番に御説明させていただきます。

まず14ページのところでございますが、学問の自由という配慮を明記していただきまして学術研究者の一人として感謝申し上げます。

その一方で、15ページのアのところでございます。ここの説明に関しては学術研究の状況を少しお話ししておいたほうが良いと思っております。従前の見方ですと、研究成果の発表といいますと論文をイメージされるかもしれませんが、しかし、現状は、研究不正の抑止や、また、いわゆるオープンサイエンスを進める上で、論文発表だけではなくて研究デ

ータも一緒に提供するということが増えてきています。このため、アの書きぶり、つまり研究発表であれば成果を出していいとなりますと、発表対象の成果の中には結構大規模でかつ詳細な研究データが入っていることがあり、そこに個人データ相当のものが含まれてしまうケースがあり、大規模かつ詳細な個人データの第三者提供が起きうるといえるので、研究成果発表というものであれば安全とは正直言うと言えなくなってきました。

また、同様に15ページのアのところですが、発表または教授というように書いていただいておりますけれども、教授に関しても今、授業というような形態以外のものも行われていて、例えば国立大学が民間企業に対して研究データを提供するような行為に関しても教授という形で整理するということが出てきております。何を申し上げたいのかといいますと、今の学術研究の現状に即した形で、法制化を進めていただければと思っています。

また、引き続き15ページのアのところですが、個人データの提供が必要不可欠というのは一見するといいように思うのですが、研究者というのはピュアでございますので、研究のためであれば、それはある意味で絶対的な目標にしてしまいますので、条文などから必要不可欠ならば提供していいと書かれていると、いわゆる個人データを含めた研究データの提供というものが必要不可欠と考えがちになります。従いまして、ここの部分の法制化に当たりましては、学問の自由を前提にしつつも、第三者提供については個人の権利利益を害しない範囲というような条件を明記していただいて、一定の制限はかけたほうがいいと考えております。

あともう一点、44ページののところに関してコメントがございます。これは前回いただいた資料と重なるところなのかもしれませんが、44ページの⑥の仮名加工情報に関してです。仮名加工情報を公的機関に導入すること自体はそれでよいかと思うのですが、仮名加工情報は御存じのように開示利用停止の請求が緩和をされております。それが公的部門に求められる、いわゆる情報の公開などの一連の義務との整合性があるのかということについては、ここの部分を法制化するときによく検討していただければと思っています。

以上でございます。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

ほかにはよろしいでしょうか。根本委員、よろしいですか。

すみません、まず根本委員にお話しされる前に、お二人の委員のご発言についてコメントいただけますか。

○中田IT総合戦略室企画官 事務局でございます。

長田委員、それから、佐藤委員からいただいた件につきましてコメントさせていただきます。

長田委員のほうからいただきました個人関連情報について、公的部門においても顕在化しているわけではないとしても将来的に可能性があり得るのではないかというのはおっしゃるとおりかと思っておりますので、そういった点も踏まえまして、こういった制度があり得るのかといったことをさらに検討してまいりたいと考えています。

それから、佐藤委員のほうからいただいたのは2点あったかと思いますが、まず15ページのアの例外におきましては、当然のことながら両側からの御意見があり得ることとして、法制化が難しいところかなというように思っておりますが、いただいた点につきましては、一つには、必要不可欠という文言の解釈に帰着する部分もあろうかと思っております、こういった点はガイドライン等の中でもいただいた御意見を踏まえてと明確にしていくということがあり得るのではないかと考えております。

それから、さらにセービングクローズ的な個人の権利利益を害しない範囲という部分、サジェスチョンいただきましたので、そういったサジェスチョンも踏まえながら法制化作業も進めていきたいと考えてございます。

それから、2点目、仮名加工情報の扱いにつきましては、これは44ページのほうに入っているところでございまして、佐藤委員、御指摘のとおりでございまして、民間ですと仮名加工情報については開示請求等の対象から外れるという形で一種の規制緩和がされているわけですが、そういった意味での規制緩和を公的部門で行うということは考えていないところでございまして、ただしというようにありますように、あくまでも行政機関等が法令に基づく場合として例外的に仮名加工情報を取得した場合について安全管理措置等に関する規律を導入するといった方向で考えております。

以上でございます。

○高橋座長 今の御説明でよろしいでしょうか。

○佐藤委員 佐藤は結構でございます。ありがとうございます。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

では、長田委員、どうぞ。

○長田委員 長田です。

いずれにしろ、想定できるのであればきちんと対応しておくことが大事だと思いますので頑張っていたきたいと思っております。

以上です。

○高橋座長 それでは引き続き御指摘を踏まえて、法制化作業を進めてください。お願いします。

それでは、根本委員、お願いします。

○根本委員 ありがとうございます。

まず2-1の「個人情報の定義等の統一等」の部分なのですが、前回も発言しましたが、個人情報の定義を「容易照合可能性」で統一するということが行政機関における個人情報の取扱いに実質的な影響を及ぼさないという説明につきまして、範囲が縮小する等々の表現もございまして、中間整理における記述とあまり大幅に異なることがないようにもう少し工夫していただけないかというお願いがございまして。

それから、少し飛びまして4-2の(2)「法制化の方向性」についてでございます。こちらは繰り返し申し上げているところでございますけれども、地方公共団体の規律に関

する全国的な共通ルールは法律において具体的かつ厳格に定めるべきであろうというのが考え方でございます。ガイドラインは、その法律と別に要件を記載するものではなくて、あくまで法律に記載された要件をより詳細に説明するというを目的として作成すべきと考えます。

同じく個人情報の取扱いの部分につきまして、オンライン結合制限について記載がございます。規定は不要と考えられ、共通ルールには当該規定は設けないこととすることが適当であるということがございますけれども、さらに明確化する必要があると思っております。オンライン結合制限規定というのがこの時代にやはり必要はないことをはっきりさせたほうがよろしいのではないかとということで、こういったような規定というのはもう認めないのだという趣旨であることを改めて確認をしたいと思っております。

それから、次、4-2の(5)の部分でございます。要配慮個人情報のところでございますけれども、これも過去、繰り返し申し上げてきたところでございますが、当然にこれは全国で統一すべきものでございます。配慮が必要なものとして挙げられておりますLGBTですとか生活保護ですとか出身の地域というところにつきましては、通常の個人情報として規定することで十分に保護され得るものだと考えてございます。

さらに強い措置を求めるという場合には、要配慮個人情報の定義、これを条例で上書きするような手段を取るのではなくて、別の枠組みで何らかの手当てをするような手段を講じていただきたいというように思っております。申し上げたいのは、要配慮個人情報の定義というのは全国一律でなければならないということでございます。

それから、地方公共団体の審議会等につきまして、個別の個人情報の取扱いの判断に際して云々ということいろいろ書いてございますけれども、何となく他人事みたいな感じがしてございます。せっかく国が統一的なルールを設けるということになるわけでございますから、今後は当然、地方公共団体の審議会等が個別事案の審議は行わないのだということ明記いただければと考えてございます。

それから、何か所かに出てくるお話ですけれども、地方公共団体の規律について、「行個法と同等の規定」というような記載がございます。現状の制度を前提としたような表現を用いることについては違和感がございます。せっかく3法統合に向けた見直しが進展しているわけございまして、旧法の話というような印象を与えかねないので、この辺りの報告の書き方を相当程度工夫いただけないかと考えてございます。

さらに、3法の統合あるいはいわゆる2,000個問題の解消に向けた施策として、今回の報告書の中身で全て問題が片づくというようなお話ではないと理解をしております。やはり国民の権利利益に関わる部分につきまして、統一化しようという動きでございますので、それが貫徹できるような作業は今後とも継続していくのだということをぜひ明記いただきたいと考えております。

この後発言する機会が恐らくあまりないと思われましたので、いろいろな観点から申し上げた次第です。以上でございます。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

幾つかいただきましたので、事務局からまとめて御回答いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○中田IT総合戦略室企画官 私、IT室からは最初の点、定義の点、それから、最後いただいた点につきまして御説明させていただきたいと思います。

定義の点について御指摘いただきました。中間整理から説明ぶりが変わっているという点について留意が必要であるという趣旨であったと思います。確かに記述ぶりは若干変わっているところではございますが、基本的な考え方が大きく変わっているということではなく、御説明が漏れていましたが、21ページの注の43といたしまして中間整理と同様の内容を記載しているところがございます。要は行政機関間では容易照合可能性があると当然判断されるということに記載しております。いずれにいたしましても、中間整理からの連続性といったものも留意しながら内容的な説明というものを進めていきたいと考えております。御指摘いただきましてありがとうございました。

それから、最後の点につきましては中間整理の段階でも議論いただいたところございまして、その結果といたしまして10ページの上のほうで4行目「なお」で始まる1文を記述させていただいているところがございます。「官民の垣根を越えたデータの流通や共同活動が今後ますます広がっていくと予想される中で、将来的には、今回の規律を基本的に統一する医療分野・学術分野だけでなく、より広い分野で官民の規律を統一する可能性についても検討していくことが求められると考えられる」という記述を追記しているところございまして、委員御指摘の点についてはそういった中で問題意識というものを反映させていただいていると考えているところがございます。

残りの点につきましては、よろしければ総務省からお願いします。

○小川自治行政局行政課長 総務省でございます。

御指摘いただきました点につきまして説明させていただきます。

まず特に要配慮個人情報の定義について法律で厳格に規定すべきというところは同意するものであります。すなわち、その定義というのは個人の権利義務の範囲を確定するものでありますので、これは法令によって明らかにすることが必要。その際、全国的な通用力の高い法形式である法律で定め切る、できる限り規定し尽くすというのが基本であろうというところは私どもも当然の考え方としておるところでございます。

その際、前回のヒアリングで全国知事会の村岡知事だったと思いますが、コメントされたとおり、地方公共団体の事務が必ずしも法律の定めがあるもので尽くされているわけではない、法律の定めのない事務も行う。その際に対象業務のある自治体においては必然的に個人情報蓄積する。これに対する保護は必要である。保護ができないということになれば、すなわち、それは地方公共団体がその使命を果たすことができないことになるのである、こういった御説明がございました。これが独自の保護措置の本質である、こういう御説明だったというように記憶をしておりますが、これについては現場を預かる実務担当

の知事さんとしてのコメントでありまして説得力があったものというように受け止めております。

つまるところ、できる限り法律で規定し尽くすことは望ましいのですけれども、一方で、今回のように全国の地方公共団体に対して一の法律を適用するということになりますと法律では規定し切れないものが必然的に出てくる。それをどう何で規定をするかといえ、法律と同様の性格を持つ条例でもって規定することが妥当であるというようなのが恐らくこの問題についての結論ではないかというように私どもは考えてございます。言い換えますれば、定義は既に確定をしております、その定義に当てはまるものをどのように明記をするかというときに、基本的には法律で書くのですけれども、一部条例に役割分担させる部分がある、このように考えてはどうかというように考えてございます。

その上で、この研究会では、特に独自の保護措置については必要最小限にとどめるということで、これまで意見の対立があったところについて初めて関係者の話が合ったところでございます。そうした際に取り得る法技術というのは、報告書にありますとおり国の関与という形で我々は既に手にしておるわけでありまして、加えて今回、独自の保護措置を講じたときには届出義務を課するという形で取っかかりを見つける措置も講じたわけでございます、これらを合わせますと、この報告書の考え方というのは一つの据わりのよい法制度設計ではないかというように考えているところでございます。

地方部分について企画・立案を担当した者としましては以上に考えているところでございます。

それから、最後の行個法と同等というのはおっしゃるとおりで、印象がよくないというのはそうかなと思うのですが、一方で、どう表現していいか難しいところもございます。ここはIT室と相談しながら、ほかの書き方があり得るかどうかを含めて扱わせていただきたいというように考えてございます。

概括的ですが、以上でございます。

○高橋座長 すみません、オンライン規定と審議会の話が出ていましたが。

○小川自治行政局行政課長 失礼しました。オンライン規定については、この報告書の中でも37ページのところでございますが、3ポツのところ、オンライン結合制限規定を置く例が多く見られる。その後、「しかし」として、こうしたことが合理性を欠くものである。場合によっては利用を阻害して国民に不利益を被らせるものである。ここまで書いております。したがって、この法律ができた後には、こうしたオンライン規定を設けることはもとより考えられない。それに相当する、法律に基づく規定、現行の行個法で言えば、6条、8条などの規定によって同一の目的を達成することができるというように考えておるところでございます。

それから、もう一つが審議会の関係でございますが、審議会については根本委員、御指摘のとおり、これまで国において明確な方針を示すことができなかった、法律がありませんので条例の解釈を示すことはできませんので、地方公共団体においては審議会を設け、

個別の案件をここに付議して慎重に期すという運用があったわけですが、今回、その2,000個のルールを、1個の法律、ルールに変えることになります。国のほうからも個人情報保護委員会、それから、各府省からガイドライン等で法律の解釈が示されることになれば、個別案件について審議会に付議する必要というのは基本的にはなくなる。ガイドラインで明確に示されている限りにおいてなくなるものと考えてございます。

また、こうした運用について私どもも法律の施行の基本的な考え方として示したいというように考えてございます。審議会そのものについては、例えば前回、前々回でもお話ししましたが、法律の解釈を当該団体に当てはめる場合について事前に事例研究をしておくですとか、有識者の意見を求めて想定をしていく、その限りにおいて審議会の役割というのはなお高いものというように考えてございまして、審議会そのものをできないということにはならないと思いますけれども、その役割はこれまでとは全く異なったものになるというように考えておるところでございます。

以上でございます。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

根本委員、よろしいでしょうか。

○根本委員 やはり要配慮個人情報のところの御説明はどうしても気になります。法律で定義された情報の範囲が特定の自治体の条例によって拡大することがあり得るのだということ、これを是認するということになると思います。そういたしますと、個人情報の範囲あるいは要配慮個人情報の範囲が全国の自治体で異なる。特定自治体に住んでいるときには要配慮個人情報として配慮されていたものが引っ越しをして別の自治体に行ったら要配慮個人情報としては配慮されませんというような事態を招いてしまいます。ここの部分につきましては、少なくとも有権解釈権は個人情報保護委員会が持つのだということ、きちっとしておいたほうが法の安定的な運用という意味でよろしいと思っております。

以上です。

○高橋座長 どうもありがとうございました。その辺も含めて、またさらに検討してください。よろしくをお願いします。

それでは、大谷委員ですね。大谷委員、石井委員、生貝委員、このお三方、お願いします。

○大谷委員 日本総合研究所の大谷でございます。取りまとめ、ありがとうございました。当初から比べますと大きな前進だと思っております。全体として4点ほど感想も含めた意見を述べたいと思います。

1つ目ですけれども、地方公共団体のルール統一の件でございます。ルールが統一されても住民の個人情報の保有主体として地方公共団体の役割の大きさというのはこれからも変わらないものと思いますので、個人情報保護における主体的な役割が損なわれないように自治体の個人情報の保護の在り方について基本法の中でどのようにうたっていくのか、現在のような書き方で十分なのかということも改めて御検討いただければと思います。

あわせて、個人情報の保護に関する基本方針の中での個人情報取扱事業者に対して述べられているプライバシーポリシーステートメントの作成などについて、地方公共団体の位置づけをどのようにしていくのかといったことについても改めて記載していくことが必要なのではないかと考えております。

2点目ですけれども、死者に関する情報につきまして41ページのところに述べていただいておりますが、やはり個人情報の保護法制と区別することに私も賛成しているものですが、多くの自治体に死者に関する情報の保護ルールがある以上、その統一を図っていくことが望まれると思います。この個人情報保護法制とは別の立てつけであっても自治体によって差があるということがないように死者に関する情報の保護の在り方についても引き続き議論し、統一を図っていただきたいと思います。

そして、3点目でございますけれども、話が別になりまして学術研究機関の自主規範のことでございますが、自主規範というのは、あくまでも自主的に策定されるものだとしましても、それが横串で検索できたりするような何か公表されているものを横で見ることができるような検索の方法というのが確保されるべきではないかと考えております。ちなみに、地方公共団体においては独自の規定、条例を設けた場合に、それを個人情報保護委員会に届出をし、それを公表され、それを相互に比較して確認することができるという確認手段が確保されるということですので、それに比較的近いというか、倣ったようなやり方が取れないだろうかということを考えております。学術研究機関としても他の機関でも自主規範の内容などを参照しながら、あるべき自主規範の内容といったものを模索していく手がかりにもなるでしょうし、また、それについて研究されている方にとっても十分に示唆に富んだ情報の宝庫になるかと思っております。

ただ、学問の自由ということから、あくまでも自主的につくられるものだというので、つくられる条例の横並びでの確認といったものとは違った性格になるものだと思いますけれども、やはり自主規範というものを相互に横並びで確認できるということができれば望ましいと思っております。

話が飛びまして恐縮ですけれども、4点目、賛成意見として述べさせていただきたいのですが、独立行政法人等の個人情報ファイル簿の作成について、一律にファイル簿を作るということを明示することができまして、これまでの個人情報ファイル簿で開示されてきた内容がそのまま制度として維持されること、個人情報保護の観点から後退が生じないということについて非常に安堵しているところでございます。

私からは以上でございます。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

それでは、石井委員、お願いいたします。

○石井委員 ありがとうございます。

取りまとめの作成、大変お疲れさまでした。全体の方向性に関しては特に異存ございませんので、ぜひ進めていただければと思っております。私のほうからは感想を含めて3つ

ほど簡単にコメントをさせていただきまして、1点、質問をさせていただきたいと思っております。コメントは非常に確認的なこととなります。

第1は、今回の検討の主眼の一つとして、官民の個人情報保護法制の監督権限を個人情報保護委員会に一元的に委ねることがあったかと思えます。それによって国際的にも執行がきちんと担保された個人情報保護法制を打ち出していく。十分性を維持するとともに対象範囲を拡大することが期待されると思えます。また、ヨーロッパの監督機関のリソースも差があると思えます。そのように差があるとは認識していますが、日本の個人情報保護委員会がリソースの乏しい組織であると受け止められないように人員を含めた体制の強化と専門性の向上を図っていただいて、きちんとプレゼンスを高めていただくことを期待しております。

第2は、学術研究に関する適用除外規定の見直しについてです。今回の見直しで学術研究機関の設置主体による規律の差異が埋められることとなりますが、他方で、学術研究機関が自主規範を策定したときに個人情報保護委員会が原則として監督権限を行使しないということになりますと、運用の仕方によって規律の抜け道が生じてしまう可能性があるというように感じております。佐藤先生から研究者はピュアだというようなお話もありましたが、学術研究分野、組織、それから、コミュニティーによって自主規範の捉え方、個人情報保護に関するルールをどうつくっていくかということについての認識はかなり違いがあるというように考えております。つきましては、個人情報保護委員会からは分野ごとにかなり具体的な指針を作成していただく必要があるだろうというように感じた次第です。

3つ目の公的部門の反映の在り方のところで、こちらにも非常に確認的なこととなりますけれども、以前の議論の中では不適正な利用の禁止の部分にやや議論があったかと思えます。こちらについて公的部門については文言上、きちんと明確化する形で規定を置いただくことが国際的に対外的に保護措置を示していく上でも重要性があると考えておりますし、利用停止に係る規定に関しても公的部門と民間部門で同じ規律を適用するということが明文化できちんと定めることが対外的なスタンスを示すという上で非常に重要であると考えておりますので、ぜひ明文化について進めていただければと思っております。

以上が感想を含めた意見です。

質問のほうですが、注の29のところの理解が足りないような気がしますのでお聞きしたい点があります。注の29、30、31を拝見していますと、個人データを使った研究活動を行う場合が想定されているように思うのですが、例えば我々のような研究者が他人の文献を引用して論文を発表するような場合にはどのように捉えることができるのかということについて、お聞きできればと思えます。

他人の文献を引用しないと著作権法に違反するので必要不可欠性があるというように見るのか、注の29のところ提供元において個人情報データベース等を構成していない場合には個人データの提供に該当しない御説明がありますので、ここで読み込んでいくのか。我々は民間のデータベースサービスを使って情報、文献を収集して論文を書いていくとい

うことが日常的に行いますので、それがどの条文で拾えるのかを念のためお聞きしたいなと思いました。

さらに「著述を業として行う者」という説明も29の下の方で出てきますけれども、個人情報法の76条1項3号を削除したとしても「著述を業として行う者」による「著述の用に供する目的」での個人情報取扱いに該当するときはという行について、こうしたものに大学の教員のようなものは入り得るのか、弁護士の先生が論文のようなものをお書きになったときにどうなるのかとか、その辺りの解釈はどのように捉えておけばいいかということについてお聞きできればと思います。

以上です。

○高橋座長 どうでしょうか。もうお一人お聞きした上で、そこでまとめて回答していただきましょうか。

それだと生貝委員ですか。生貝委員、では、お願いします。

○生貝委員 ありがとうございます。

私のほうも全体として適切な方向でおまとめいただいて賛同するものでございます。その上で、2～3点ほどなのでございますけれども、まず1つ目、これはまず1つ質問込みの意見ということになるのですが、12ページのところで規律移行法人について、以下の8つの機構等を挙げていただき、これらに民間と同様の規律を適用するというように書いていただいておりますところ、御質問としては、ここの形式としては、現行独個法の別表のように法律そのものに書き込むというイメージなのか、あるいは場合によっては政省令のような形で書き込む形なのかといったようなことでございます。

と申しますのも、現状、まさにこういった組織を対象にしていくということは1つ適切かというように思うのですが、そのほかにも少し前に言及しました高等専門学校でございませうとか、あとはいわゆる博物館、科学博物館のようなところを含めて、やはり文理問わずデータインテンシブな研究というものが、これから様々行われていくようになる中で、もしかすると、ある程度の後々の追加といったようなこともあり得るのではないかと。そうしたときに、例えば政省令のような形で規定しておくというのも法技術的にどこまで可能かということとは分からない部分もございませうが、一つの考え方なのではないかという印象をまず持ったというのが1つであります。

それから、2つ目は、先ほど佐藤先生からお話のございました15ページの一番下の研究成果の発表または教授の際に個人データの提供が不可欠であるという場合というものについて、これも私ももともと図書館情報学の世界に少しいたこともございまして、御言及がありましたような論文と併せてデータを提出するといったようなこと、あるいはデータそのものを掲載するためのデータジャーナルといったようなことというのも重要視され、だんだんと出てきていたりする中で、やはりこの点というものは御指摘があったように具体的な運用の在り方というものは様々な形で考えていく必要があるのかなというように思います。

そのときに、これもあくまで比較法的な御参考からというところではあるのですけれども、ヨーロッパ、欧州諸国で見られるようにある程度実質的な判断というものもできるようにしていくのかということでございますとか、あとは少し私も改めて調べてみた限りでも、例えばドイツ法の中ですと研究の英語で言うところのファインディグスの提示に必要な不可欠な場合に公表することができるといったような、この文言の書きぶり一つでも例えばデータをそのまま出してよいのかどうか、あるいはその研究成果を世に問うために必要な範囲といったような形に限られるのか、そういったような部分の在り方というのは文言の書き方でも、もしかすると工夫できる部分があり得るのかなというように感じたことが2点目でございます。

それから、あと3点目、これも別の大谷先生がおっしゃったところでございますけれども、やはりおっしゃっていただいたとおり、この民間の自主規範の規律の在り方というのは石井先生、御指摘の点を含めて様々な実効性というところを踏まえて考えていく必要があるのだというように思いますが、まさにソフトローであっても実質的なルールというのは国民にアクセシブルな形で、必要があれば、例えば本当にその法の内容が正しく反映していなかったですとか、少なくともそういったときは個人情報保護委員会等から何かしらの是正を求めるといったようなこともあり得ましようところ、届出という形を取るのか、あるいは一覧性の高い公表の仕方をするのか、そういったことというのは大変考える余地というのがあるのではないかと感じたところです。

以上、3点でございます。ありがとうございます。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのお三方の御意見、御質問につきまして、幾つか出ておりますのでまとめてお答えください。

○中田IT総合戦略室企画官 IT室でございます。

地方の関係につきましては後ほど自治行政局さんのほうから御回答いただくことにいたしますが、私のほうからはそれ以外の点について御回答さしあげます。

まず、大谷委員からいただいた点のうちの3点目、それから、生貝委員からいただいた3点目、同じ御趣旨だったと思いますが、学術研究機関の自主規範の一覧性ないしは検索可能性の確保という点につきまして、必要性といたしましてはおっしゃるとおりかと思えます。法律自体に書き込むというよりは運用の問題というものかなと思えますので、どうやってそういった点を確保していくかということは法の執行を担う個人情報保護委員会ともよく相談して、そのような形で実現していきたいと考えております。

それから、石井委員からいただいた点につきまして、そういった個人情報委員会の体制強化、専門性の向上というのは進めていくというのは関係省庁のコンセンサスであるというように考えております。最終報告の中では6ページの一番下のところにそういった点を明記させていただいてございます。

それから、石井委員の2点目、自主規範が抜け道にならないようにというのは、これも

おっしゃるとおりでございます。最終報告の中でも自主規範があれば当然に権限を行使しないという形にはなっていないわけでございます。その自主規範の内容に不備がある場合も含めて個人の権利利益に不当な侵害が生じるような場合にはしっかりと権限を行使することになりますので、そういった趣旨が反映されるような形で個人情報委員会から指針が出されるということを経済報告の中では想定しているところでございます。

それから、石井委員の3点目、不適正利用の禁止については、今後の法制化の作業次第ですが、明確化していく方向で考えていきたいというように考えているところでございます。

それから、注の29の趣旨について石井委員のほうから御質問いただいたかと思っております。説明させていただきますと、2点ございまして、現行法の解釈にわたる部分もあるかと思っておりますが、最終報告の考え方という観点から御説明をさせていただきますと、単なる文献の引用の類いであれば基本的には個人データの提供には当たらない場合が大半ではないかと考えております。書いてあるとおりではございますが、提供元において個人情報データベースを構成しているような場合は例外的に該当する場合もあり得るかと思っておりますが、通常は、単に論文の中で引用する部分であれば、そもそも23条の法律の対象にはならないということになるかと思っております。

それから、著述の解釈につきましても現行法の解釈にわたる部分ではございますけれども、一般的な理解といたしましては、弁護士あるいは大学の研究者といった方も当然、著述を業として行っている限りは該当し得るというように書かせていただいております。

続きまして、生貝委員から御質問いただきました点ですけれども、規律移行法人の法律の中での規定の仕方ですが、現在のイメージといたしましては、やはり法律のかなりベーシックな部分であるということと、現行の独個法が対象を法律の中で書き切っていることを踏まえまして、基本的には法律の中で、別表等で規定するといった形を考えております。その上で、高専等の扱いにつきましても、当然、将来的な議論としてはあり得るかと考えております。そこは法律自体の定期的な見直しの中で検討されていくということを経済しているところでございます。

それから、生貝委員の2点目、論文と併せて参考資料のような形でデータが提供される場合、どうなのかという趣旨だったかと思っております。これも最終報告での考え方ということで御回答させていただきますと、論文自体に含まれるか、それとも添付資料のような形で提供されるかによって扱いが異なるというのはあまり合理性がないだろうと考えていますので、そのような形であっても、ここに書いているアの範囲には一旦入る。その上で、必要不可欠で、あるいは個人の権利利益を侵害しないかどうかといった要件の解釈として妥当性が判断されるというように考えているところでございます。

私のほうからは以上です。

○小川自治行政局行政課長 総務省からでございます。

大谷先生の1点目のコメントにありました、今回の新法によって地方公共団体の保有主

体として、それが法律に基づいて規定される、それに見合った総則規定あるいは主体的な役割、こうしたことが表現されるような総則規定のお話でありました。同じ問題意識でございまして、これまで行個法の中にあっただけでございますけれども、これについて実体法が整備されて、これに見合った保有主体としての責務と役割、これらを総則規定に入るとともに、一方で、民間団体に対する援助、指導団体としての国、それから、地方公共団体、これらについても責任を持って、かつ協力、連携を取って行っていく、このような考え方を新法の1桁台の総則的な規定の中で規定をしたいと考えておるところでございます。

それから、死者の情報について区別することには御賛同いただきつつ、保護の在り方について引き続き検討ということでございます。現在、御指摘があったように地方公共団体、死者の情報を個人情報に含めて扱っているところが多いわけでありましてけれども、その実態といいますか、趣旨としては、亡くなった途端にその保護が外れるのはおかしいのではないかといったことから、言わば個人情報の枠組みを借用して対応しているというのが実態に近いだろうと思います。

一方で、私どもが仄聞するところ、死者の情報に関する権利者は誰なのかというのは、なお議論があるようでございまして、亡くなった御本人なのか、それとも、相続者なのかといったことについては、より広い議論が必要だと思います。その意味で、地方公共団体における死者の情報の取扱いにとどまらず、個人情報保護体系における死者の情報の扱いについての議論の進捗もよく我々でフォローしながら、必要に応じて法制的な措置があればキャッチアップできるようになることを考えていく必要がある、このように考えておるところでございます。

雑駁ですが、以上でございます。

○高橋座長 よろしいでしょうか。

○生貝委員 申し訳ございません。私の発言の2点目でIT室様にお答えをいただいたことというのは、お答えいただいたことはおっしゃるとおりかというように思うのですけれども、私自身の問題意識としては、先ほど佐藤先生がおっしゃったことと同趣旨でございまして、それに加えて例えば本当にデータジャーナル、ジャーナルそのものもある種の研究成果として発表するといったようなことも出てくるといったときに、そういうことまで全体的に例えば必要不可欠であるから公表していいのかといったようなことがあまりに過度に起こってこないためのこの規律づけというものをどうしていくのか、そのことをよく考えていく必要があるという、そういう趣旨でございました。念のため補足させていただきます。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

それでは、増田委員ですか。増田委員、よろしく申し上げます。

○増田委員 増田でございます。

○高橋座長 どうぞ、御発言をお願いします。

○増田委員 大変な取りまとめ、ありがとうございました。現在、全国の自治体の個人情報
の取扱いに違いがありますが、今後、共通ルールの適用によって同じ程度になる
ことで住民の情報の安全が確保されて住民の信頼が高まることを期待しております。そし
て、コロナ禍とか自然災害など緊急の対応が求められる場合が多くなりますので、必要な
措置を迅速に取ることができるようになってほしいと期待しています。

個人情報、個人関連情報については、私も懸念を持っておりまして、公的部門の特有の
制度があることから、民間部門と一律同じにしないというような理由がありますが、それ
だけですと外部とか運用する立場での理解というのがなかなか得られるのが難しいのでは
ないかというように思いますし、技術革新などがありますから後追いにならないように規
律の導入に御努力いただくと幸いです。

また、要配慮個人情報の条例での追加とか死者の情報の扱いについて、個人情報保護委
員会による判断基準とか判断理由について混乱を招かないためにも国民や事業者の方への
説明、広報が大変重要だと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願ひしたいと思いま
す。

以上でございます。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

特にコメントはございませんか。よろしいですか。

ほかはいかがでしょうか。

では、森先生、お願いします。

○森委員 ありがとうございます。

遅れて伺いまして申し訳ありませんでした。非常にしっかりとおまとめいただきまして、
私も全面的に賛成するものでございます。1点のみなのですが、31ページで修正点としま
して情報公開・個人情報保護審査会に個人情報保護委員会が出席する、傍聴するというこ
とについて、傍聴はしない、審査会への諮問の内容と答申の内容を共有する、事後的にと
いうことだと思えますけれども、その理由として、注の60を拝見しますと、情報公開・個
人情報保護審査会の「合議の秘密」を確保するためというようにありますが、これは私、
設置法とか拝見したのですが、その「合議の秘密」というものはなかったように思います。

実質的に考えても「合議の秘密」みたいなことが仮に法律ではっきり規定されていない
のだとすると、それは適切な、例えば、もちろん総務省とか傍聴したり記録をしたりされ
ていると思いますし、適切な人が傍聴して機能を果たすということは全く問題のないこと
ではないかと思えますので、個人情報保護委員会の方が審査会そのものを陪席する、傍聴
するということは問題がないのではないかと思います。

以上です。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

ほかの委員の先生方、ほかにおありになりますか。

○森委員 すみません、もし御趣旨について御説明いただければとは思っています。

○高橋座長 すみません、まとめて。

○森委員 まとめて。すみません、失礼しました。

○高橋座長 ほかの先生、御発言がないかなと思ってお聞きしたのですが、「合議の秘密」について御説明いただくとして、私も最後ですから幾つか申し上げます。自主規範の話は本日、話題になりました。権限の不行使という形、中間整理は、そういう方針で整理されていきました。しかしながら、その実現の法的手段はいろいろあるということは中間報告の論点整理表でも出ていました。例えば、権限行使に当たっては自主規範に則っているかどうかについて配慮します、みたいな規定を具体化するか、いろいろな法制化の仕組みは示されていたと思います。そして、このラインはまだ消えていないのではないかと思いますので、ぜひこのような代替的な案も含めていただければありがたいと思っています。

あと宍戸先生、では、いかがでしょうか。

○宍戸委員 よろしいでしょうか。宍戸でございます。

遅れまして大変失礼いたしました。私もこの最終的な報告案に基本的に異存ございません。大変な御努力でおまとめいただいたものと思っております。その上で、3点ほど申し上げたいと思います。既に御議論があったことかもしれませんが、重複がありましたらお許しいただきたいと思っております。

一つは、資料1の24ページなのですがすけれども、匿名加工情報をめぐる扱いにつきまして、23ページから24ページにかけての注の49とか注の50についてです。一方で、ある種のオープンデータ施策の一種として、匿名加工情報制度を捉えて推進していくという観点からは、注の50にありますような外部提供について法令の定める所掌事務または業務の遂行に必要な場合まで広げていいのではないかと考える一方で、注の49にありますような行政機関における義務づけについて努力義務にとどめるのか、法律上の義務とするのかということについては、公権力主体でもあるということから義務を維持するということが適当ではないかと考えております。これはもちろん法制化の中でいろいろ御検討されることだと思っておりますけれども、私としてはそういう意見であるということをおし上げておきたいと思っております。これが1点目です。

それから、2点目に、27ページのところでございますけれども、基本的に個人情報保護委員会の行政機関等に対する権限の行使は資料2のところで12ページ目にお示しいただいておりですが、基本的には強制的な権限ではない、個人情報委の勧告にとどめられるというように承知をしております。もちろん行政機関が個人情報委の勧告を無視するということが普通ないと思っておりますけれども、しかし、それに対しても何か問題がある場合に資料1の27ページで意見具申権限を個人情報保護委員会に認めるということは非常に適切なことだと考えているところでございます。

その上で、改めて現行の個人情報保護法を通観いたしますと、今回の法改正において意外と重要になるのは第1章から第3章までの規律の整理でございます、いわゆる個人情報保護法の基本法的部分、総則的な部分でございます。

ここについては、国であったり地方公共団体であったりの責務などがそれぞれ書き起こされていたところですが、ここで国が一つの法人格ということで国の責務がこれまでに書かれてきたわけですが、やはり行政機関がきちんと個人情報保護委員会の権限を踏まえた上で活動すべきだということが、この1章から3章の間にある程度読み取れるようにする。あるいは地方公共団体の団体自治、住民自治が尊重されつつも、独立行政委員会から、個人情報保護委員会からの勧告であったり、あるいはそれ以外の例えば基本方針などを通じた施策についてちゃんと対応していくという責務をここに一定程度書いておくことが、例えば今後の個人情報保護委員会による各種のガイドライン等による共通化でありましたり、その行政機関における個人情報の取扱いの水準を高める上で適当だろうと思いますので、この1章から3章について、今、どのような法制化をお考えかということがもしお話しただけることがあればお話しただくと同時に、もしそうでないとしたら、私としてそういう意見を一言申し上げたいと思います。

最後、3点目でございますけれども、地方公共団体のところで、情報公開は一元化せずにそれぞれの条例で定められるということで、これはこれでそうならざるを得ないものがございますが、38ページにお書きいただいているように、やはり法律で一定の枠づけをした上で情報公開条例と新しい個人情報保護法の国民、住民の個人情報に関する権利の調整をしておかないと、要は条例レベルで法律上の個人のデータに関する権利が骨抜きになったりするということになります。ここでの枠づけかなりきちんと法律レベルでしていただくということをぜひ法制化においてはお願いしたいと思っております。そうでないとすると、要するにデータ主体の権利の保障が必ずしも日本においては法律レベルで十分でないということになって、国際的な制度調和という観点から見ても重大な障害になり得ると思いますので、これは一言申し上げておきたいと思っております。

長くなりましたが、私から以上でございます。

○高橋座長 それでは、今の私の発現を含め、3名、お三方について、コメント、回答すべきことがあればお願いしたいと思います。お願いします。

○中田IT総合戦略室企画官 事務局IT室でございます。

また地方の関係は行政局さんのほうからと考えておりますけれども、幾つか御回答できるところについてコメントしたいと思います。

森委員のほうからいただきました「合議の秘密」の関係でございます。非常に難しい問題であると考えておりますが、これは確かに明文の規定はないのですけれども、審査会等の会議体の一般論としてそういったものがあるのだろうと考えております。もちろん、審査会の議事録等は事後的に公表される場合もあるわけですし、そういった意味ではある程度の公開性というのは担保されているわけですが、やはり結論形成に至る過程については、現在の運用としては一般には傍聴等を行っていないと思いますので、そのような傍聴等の必要があるのかどうなのかという点は、法律自体に書かれるというよりは運用の問題でございますが、慎重な検討が必要であると考えております。

○総務省行政管理局 行政管理局でございますが、審査会の関係で御説明できましたらと思っておりますが、いかがでございましょうか。

○高橋座長 では、発言ください。

○総務省行政管理局 突然申し訳ございません。情報公開・個人情報保護審査会の「合議の秘密」の件につきましてお尋ねがございましたので、現行法を所管しております総務省の立場から御説明させていただければと思っております。

「合議の秘密」と直接書いてあるわけではございませんが、情報公開・個人情報保護審査会設置法の第14条に「審査会の行う調査審議の手続は、公開しない」という規定がございます。それに加えまして、同じく情報公開・個人情報保護審査会設置法の第9条に、「審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、提示された保有個人情報の開示を求めることができない」という規定がございます。

また、「諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない」という規定もございます。これは、いわゆるインカメラ審理と呼ばれているものでございまして、諮問庁は、審査会が求めるときは必ずこのインカメラ審理で審査会にだけには提示しなければならない強力な権限でございまして。

部外者の方が、たとえ個人情報保護委員会の方であっても、果たしてこういう性格のものを提示することができることとするのが適当なのか総務省としては疑問に思っております。特に行個法の開示請求に基づく個人情報については個人情報だからということだけではなく、保有個人情報を開示することによって不開示情報、例えば国の安全に関わるものとか犯罪の予防、鎮圧、捜査等について特に支障があるとか、行政運営に支障があるかといった様々な観点で調査審議をしておりますので、情報公開・個人情報保護審査会以外の方がこの調査審議を見ることができるとするのは難しいのではないかと考えているところでございます。

雑駁な説明で恐縮でございまして、以上でございまして。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

では、続けてお願いします。

○中田IT総合戦略室企画官 では、一旦私のほうから続けて、そのほかの点につきまして。高橋座長のほうから御指摘いただきました、中間報告で検討されました権限行使の仕組みでございましてけれども、引き続き今後の法制化の作業において、少しでもこの検討会で御議論いただいた内容を反映できるように努力して参りたいと考えております。

それから、宍戸委員のほうから御指摘いただきました点につきまして、匿名加工情報の扱いにつきましては、引き続き検討してまいりたいというように考えてございまして、御指摘の点も踏まえまして、さらに具体化を進めていきたいというように考えています。

それから、同じく宍戸委員からいただきました点につきまして、個情委につきましては御了解いただいたとおりでございまして、そのような形で検討しているところでござい

す。

それから、現行個人情報法の第1章から第3章の基本法部分につきましてですけれども、率直に申し上げまして、現状、法制化に向けた検討は具体の義務のほうから先行して行われているところをごさいます。なかなかそこまでまだ検討が熟していないという部分でございます。委員から御指摘いただいた点を踏まえまして、今後さらに検討してまいりたいと考えてございます。

私のほうからは以上です。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

個人情報と審査会の情報の共有の仕方は、今後とも慎重に御検討いただきたいと思います。ただし、私の経験、いろいろな審査会とか、今でも合議体として判断を下していますが、「合議の秘密」は重要視されています。例えば、私、公害等調整委員会の委員もやっていますが、合議体の議事録については、このような議題について審議したとしか書きません。誰がどう言ったというのはほとんど書かないのです。合議体において意見形成をする上では、例えば、一人の委員が頑張って、結論がこうひっくり返ったみたいな話を外部に出すのはなかなか難しいのではないかと私自身は思っています。委員の率直な意見交換はとても難しくなります。その辺も含め、少し法制的にはいろいろと御検討いただければありがたいと思います。

森委員、コメントございますか。

○森委員 一言だけよろしいですか。

○高橋座長 どうぞ。

○森委員 ありがとうございます。

御説明はよく分かりました。外部に出すとか公開でやるべきだとかそういうことではもちろん全くなくて、またインカメラということで委員の方以外は見えてはいけないということに関しては、これはもちろん個人情報保護委員会の方であっても見えてはいけないということになるかと思えますけれども、やはり今回の統合によって情報公開・個人情報保護審査会がある意味では総務省と個人情報保護委員会の共管の審査会となるわけですから、そういう意味では、その総務省の方が傍聴したり記録できたりする範囲で個人情報保護委員会の方も傍聴できたり記録できたりすべきではないかと、そのように考えた次第です。

○高橋座長 御意見ありがとうございました。それを踏まえて検討ください。

では、差し当たり大体これで。

○小川自治行政局行政課長 すみません、総務省でございます。

宍戸先生に御指摘いただいた件、情報公開との接合面の話でございます。御指摘のとおり、情報公開については、なお条例主義がございまして、法律に個人情報保護等のインターフェースといいますか接合部分をどう書くかというのは非常に重要だという御指摘でございました。その点、私どもは今後検討してまいりますが、御指摘があった条例によって法律の必要部分が骨抜きになるようなことが万が一にもないように、そこはよく注意をし

てまいりたいと考えてございます。

それから、補足でございますが、総則の部分につきましては地方公共団体については情報保有主体としても、あるいは民間に対する一種の援助主体としてもその役割がきちっと読み取れる、それから、国におけるガイドライン等の重要性が個人情報保護の施策においては特にありますので、そういったものが何とか読み込めるような形を模索してまいりたいと考えております。また引き続き御意見をいただければと考えてございます。

以上でございます。

○高橋座長 宍戸先生、よろしいでしょうか。

○宍戸委員 はい。よろしいです。ありがとうございます。よくお考えいただいているということ承知いたしました。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

それでは、大体一通りの御意見をいただきました。ありがとうございます。今回も御活発に御意見をいただきましてありがとうございます。委員の皆様からいただいた御意見につきましては、事務局において御検討いただきます。その上で、今後の取りまとめの作業について私に御一任ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○高橋座長 どうもありがとうございました。

それでは、最後に、事務局の富安審議官から御挨拶を頂戴したいと思います。

○富安IT総合戦略室審議官 事務局でございます。

委員の皆様には、3月から始まりまして11回にわたりまして御審議いただきまして、ありがとうございます。最初の頃はリモート開催も事務局は慣れておりませんで大変御不便をおかけしたと思います。おわび申し上げます。

今後の段取りでございますけれども、座長と相談しまして最終報告案を作らせていただきまして、その後、この報告案を基に政府としてもタスクフォースの決定とさせていただきたいと思います。その後、パブリックコメントにかけさせていただきまして、通常国会の法案提出に向けて準備をさせていただきたいと思いますので、どうぞ引き続きよろしくお願いいたします。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして「個人情報保護制度の見直しに関する検討会」の第11回を終了させていただきます。

なお、会議の冒頭にお伝えしましたとおり、本日の配付資料については非公表とさせていただきますが、本日、委員の皆様からいただいた御意見を踏まえて後ほど最終報告案としてホームページ上に公開をいたします。

議事録につきましてもこれまで同様、事務局より各委員に御発言部分を御確認いただいた後に速やかにホームページに記載、掲載をしたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

どうも本日はありがとうございました。これにて閉会させていただきます。